

# 地質調査業務共通仕様書

令和4年8月

富山県土木部

## 地質調査業務共通仕様書 目次

## 第1章 総則

第101条	適用	1-1
第102条	用語の定義	1-1
第103条	受発注者の責務	1-3
第104条	業務の着手	1-3
第105条	設計図書の支給及び点検	1-3
第106条	調査職員	1-4
第107条	管理技術者	1-4
第108条	照査技術者及び照査の実施	1-4
第109条	担当技術者	1-5
第110条	提出書類	1-5
第111条	打合せ等	1-6
第112条	業務計画書	1-6
第113条	資料等の貸与及び返却	1-7
第114条	関係官公庁への手続き等	1-7
第115条	地元関係者との交渉等	1-7
第116条	土地への立入り等	1-8
第117条	作業の進め方及び調査地点の確認	1-8
第118条	成果品の提出	1-9
第119条	関係法令及び条例の遵守	1-9
第120条	検査	1-9
第121条	修補	1-9
第122条	後片付け	1-10
第123条	条件変更等	1-10
第124条	契約変更	1-10
第125条	履行期間の変更	1-10
第126条	一時中止	1-10
第127条	発注者の賠償責任	1-11
第128条	受注者の賠償責任	1-11
第129条	部分使用	1-11
第130条	再委託	1-11
第131条	成果品の使用等	1-12
第132条	守秘義務	1-12
第133条	個人情報取扱特記事項	1-12
第134条	安全等の確保	1-15
第135条	臨機の措置	1-16
第136条	履行報告	1-16
第137条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-16
第138条	行政情報流出防止対策の強化	1-16
第139条	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	1-17
第140条	保険加入の義務	1-17
第201条	目的	2-1
第202条	土質の分類	2-1
第203条	調査等	2-1
第204条	成果品	2-2
第301条	目的	3-1
第302条	採取方法	3-1
第303条	試料の取扱い	3-1
第304条	成果品	3-1
第401条	目的	4-1
第402条	試験等	4-1
第403条	成果品	4-1
第404条	目的	4-1
第405条	試験等	4-1
第406条	成果品	4-1

## 第2章 機械ボーリング

## 第3章 サンプリング

## 第4章 サウンディング 第1節 標準貫入試験

第2節 スウェーデン式  
サウンディング

- 26 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- 27 書面とは、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 28 照査とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算をすることをいう。
- 29 検査とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務等の完了を確認することをいう。
- 30 打合せとは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 31 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 32 協力者とは、受注者が調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 33 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 34 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 35 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### 第103条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

#### 第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

#### 第105条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 調査職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。
- 4 受注者は、富山県土木部制定の設計業務等照査要領（以下「設計業務等照査要領」という。）に基

づき、基本条件及び細部条件等の照査を行うものとする。

#### 第106条 調査職員

- 1 発注者は、調査業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4 調査職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、7日以内に指示するものとする。

#### 第107条 管理技術者

- 1 受注者は、調査業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、調査業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある調査業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、第108条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。
- 7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### 第108条 照査技術者及び照査の実施

- 1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
- 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。